

☆☆登録証の交付について☆☆

登録証の有効期間は原則2ヶ年度です

①令和4年度新規登録の薬局

※過去に登録していた場合でも、有効期間失効後に登録となった場合は新規登録になっています。

- ・令和4年度研修会受講後、申請により登録証を交付します。
- ・交付する登録証有効期間：令和5年2月1日～令和6年3月31日
(新規登録は年度途中の登録となるため、有効期間は登録の翌年度までとなります)

②令和3年度に新規登録の薬局(初めて登録証を更新する薬局)

(登録証有効期間：R3年12月1日～R5年3月31日)

- ・令和4年度研修会受講することで、申請により登録証を交付します。
- ・交付する登録証有効期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

③令和3年度に更新登録の薬局(既に登録証を更新したことのある薬局)

(登録証有効期間：R4年4月1日～R6年3月31日)

- ・令和4年度もしくは令和5年度いずれかの研修会を受講(有効期間内に1回受講)することで、申請により登録証を交付します。
- ・交付する登録証有効期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日